



第2号
51.8.1

会報 やまぐち

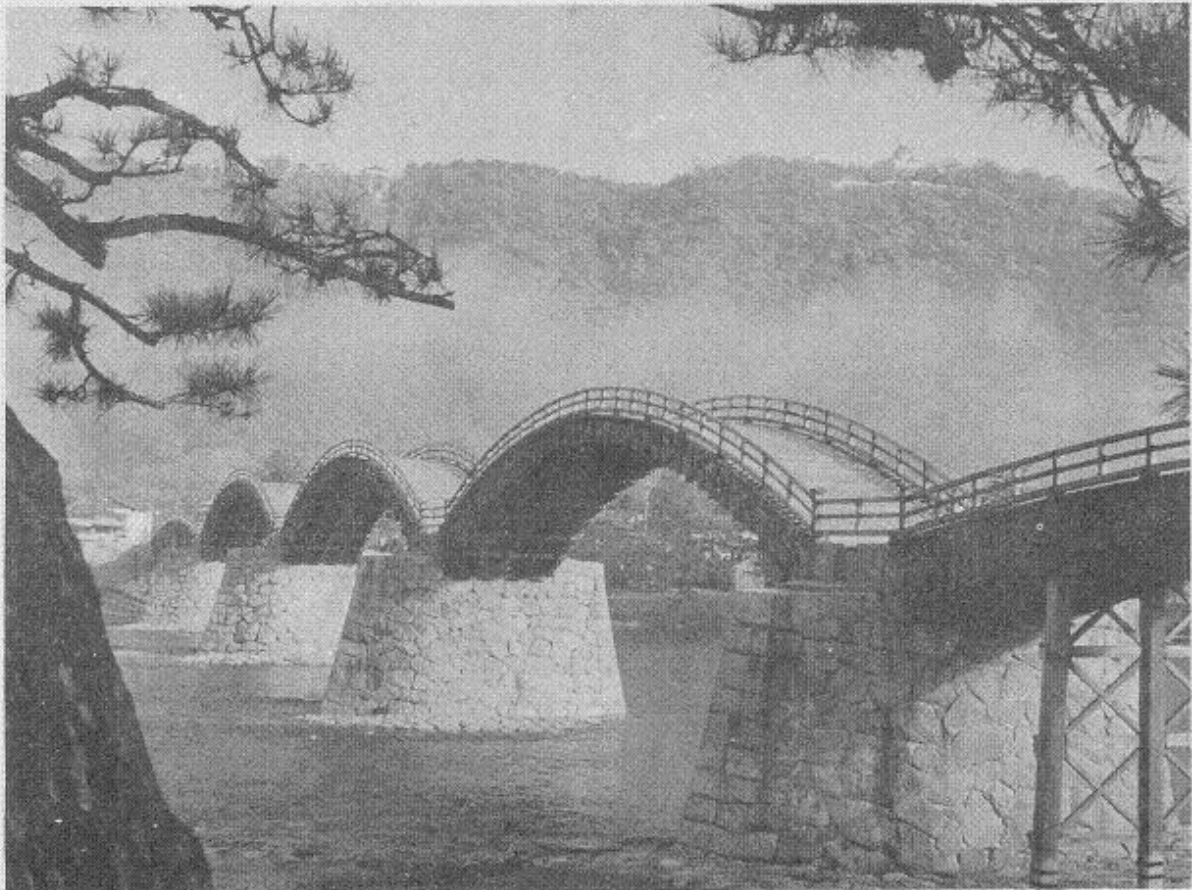
発行者
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口②5975
郵便番号 753

印刷所
山口市旭通り1丁目1の6
桜プリント企業組合
TEL 山口②1712

目次

- ・調査士は17条地図の管理人に!!.....新進会員放談会..... (2)
- ・本部日より 秋吉台・笠戸島でユニークな研修計画 企画部 (5)
- ・誌上研修 測量屋さん(2) 徳山支部長 久野 操 (6)
- ・スパイ容疑で逮捕?!・韓国旅行記 萩支部 小林 章 (9)
- ・土地家屋調査士の知名度と周知度 県民アンケート調査の分析 (10)
- ・所感 素人の思い込み 山口支部 木下 勝 (11)
- ・防長人物抄 名物調査士紹介② 萩支部 竹内重信 (13)
- ・お知らせ..... (14)

錦帯橋（岩国市）撮影 岩国支部 新本 清人



山口県土地家屋調査士会

調査士は17条地図の

管理人に!!

新進会員放談会

会報編集部では会員の生の声を、会報「やまぐち」に反映すべく努力しておりますが、去る七月三日県下各地より有志会員五名に山口県司調会館に参集を願って覆面座談会を開催しました。

座談会については、冒頭広報部員より九つのテーマを示し、要領等について説明をなした後退席し、腹藏なく、ざっくばらんに話し合ってもらいました。

新進気鋭の会員の熱っぽい雰囲気の中午後一時半から五時過ぎまで意義ある座談会が続けられ、先輩会員にはチクリと感じられる向もあるかと思われませんが、素直に傾聴をお願いしたいと思います。

建設的な意見、要望等も一考に値する発言が多く、問題は今後これらの要望等がいかん採用して具体化して行くかが執行部の課題であり、それが又、会員多数の希望でもあると思われます。

採算とれない現行報酬

1. 調査士になった動機と開業後の感想

A 三年前独立後高収入というのにひかれ、昨年開業したが予想していた高収入ではなく、昨年司法書士も認可を受けたので兼業でなんとかやってゆけそう。

B 家業がこの仕事であり、周囲の

環境により調査士になった。

C 元地方公務員で土木設計の仕事に従事、定年後に開業した。この仕事は目が大事だし、かなりの精度をもった技術を要求されるので、六〇才を過ぎたら仕事が無理な気がする。

D 高三の時調査士になりたいと思っていたが、更には測量専門学校を卒業し開業した。

もっとも家業がこの仕事のせいもある。

り、もっぱら父と頑張っている。

E 私もDさん同様家業を継いだ立場だが、動機は自分の力で何かやりたいという事だった。もともと測量は好きでもあったが実際開業してみると、年期のいる仕事であり、多種多様な知識を要求される仕事だと思

2. 開業後の業務実態と経済的安定度

A 事務所は私一人でやっているが、開業後三年から五年位は仕事も少く、信用が定着する迄はやむを得ない。又報酬も建物の事件がほとんどという関係もあり、現行以上はもらえない。

B 私はEさんと同じで父と同じ事務所だから開業前と環境は変わらないうが、業務の内容として、アフターサービスの昔の測量に関する依頼が多くて困る。又経済的には補助者が四名いる関係で、我身には恩給も年金もない反面、永久責任負担という業務にしては、建物はまあまあにしても、土地は報酬が低く補助者が二名以上の所では採算がとれない場合もあると思う。

C Bさんの恵まれた環境は、うらやましい限りで、実際私も開業直後は経済的に無理と感じた。最近には難しい土地の事件が度々持込まれ、これらについては現報酬では採算が

日和見申述書

オールスター戦も終りプロ野球も後半戦の熱戦が展開されている。今年には外人の活躍が目ざましく各チームの文字通り、助っ人、となっている。

▼日本水泳界は遂にモントリオールの空に「日の丸」を掲げることができなかった。十六日の本新を出しながら入賞ゼロに終わっている。かつての、水泳王国日本、フジヤマのトビウオ、は完全にアメリカに東ドイツに一足も二足も越されてしまい、その差は二十年とも三十年とも言われている。▼最近の子供は竹馬は勿論、竹トンボすら自分の手で作れない。父親の方も教えようともせずにデパートへ行ってテレビ広告のおもちやを与える。

▼金さえ出せば四苦八苦しておもちやを作らなくても手に入り子供も喜ぶ。金さえ出せば即戦力の元大リーガーが日本にやって来てホームランを飛ばす。この様な安易な気持を持ち続けるならば「工夫」と「努力」は忘却され、竹馬を作る子供も傑出した日本選手の誕生も遠ざかるのではなからうか。世界の壁は厚い。しかし挫折することなく日本水泳界の奮起を待ちたい。アマチュアであるから金さえ出せばの気持は毛頭なからうが忘れられようとして「工夫」と「努力」で突破してもらいたい。予算の少ない山口会としても同じ気持で頑張らねば……正

とれない。今後の傾向として司法書士との兼業は益々難しくなると思う。

A 現在男二人、女一人の補助者と自分の事務所を別を持ってやっているが、年間二五〇件以上の事件数がないと採算がとれない。建物は妥協できても、土地の報酬は少しきびしい。仕事は土地の事件が多い。

B 親と一諾に男四人女一人の補助者と営んでいるが、うちは土地がほとんどで、それ故測量にも手数がかなり、我々と補助者の年間給与を日当に換算して試算した場合、男性補助者を二名以上雇用すると、とても

採算に合わない。現行報酬を決めた関係機関の方々は、測量の外業積算を、内業の書く手間として考えておられる様にうかがえる。又、標準報酬額のみで積算しても充分採算に合う報酬体系が望ましく、依頼者からも誤解を受けないと思う。私の所は仕事はマアマアある方で思まれている方かも知れないが、Bさんのお考え同様に年金も恩給もなく、重い責任を永久に負わねばならない職務にしては、今一度報酬体系を検討すべきだろう。

C 全く同感だ。昔の一案測量屋時

代とは違ってきている。

B 考え方によっては公務員の方がいい。又Eさんが言われた様に、法務省は測量技術に対する報酬ではなく、書く事を主体にした報酬を考え

ている様に思う。

C このままでと人員と器材の調達に難かしい故に、広い土地の調査測量ができなくなる。特に開発行為規模の事件は………。

補助者の法務局承認廃止を

3. 日常業務の不安と満足

B 皆がすっかりした技術を身につけ、地位向上に務め境界確定の時にある程度の権限を調査士に持たせるべきだと思ふ。例えば隣接地への立入調査の法的権限等……。

D 調査士の調査測量錯誤の場合の免責制度の確立をやっていただけだからと思ふ。

E そうだね。最近ではあらゆる職業に備えられている世の中だから。人間のやる事だから一生の間で絶対にミスがないとは言えない。

こうみると満足はあまりないようだが、多角測量等で自分が思う様な精度が出たり、他の所で処理出来なかった事件を自分でやり終えた時位だろうか。

4. 現行調査士制度について

C 嘱託登記委員会については、一

刻も早く軌道にのせてほしい。

D 公共道路新設や拡張の場合、用地買収測量と境界杭確定指導を調査士の手でやれば分筆地積図と現地との相違もなくなるだろう。現在、役所あたりでは時々アルバイトに地積図を書かせたり、杭は現場の者が適当に埋設するという話を時々耳にする。

E 今後国調が進行するにつれて、図根点の数値処理並びに公示制度等を、測量関係法だけでなく調査士法にも盛り込んで境界確定、復元等が法的根拠に於て行なわれるようにすべきだろう。

又、補助者の法務局による承認制度はやめるべきだ。と言うのは国家資格をとり、社会責任を担う我々が我々の責任において採用した者を、更に法務局の承認を得ねばならないとするのは解せない。補助者の人数制限についても同じだと思ふ。我々の業務の頭止めの様な気がしてならない。

各位

昭和五十一年盛夏



暑中お見舞い
中よげよげ

現場で生かせる研修を

5. 会運営について
批判・要望

E 執行部の方々には大変お世話になってる訳だが、日調連の力をもっと強力に出来ないものだろうか。例えば報酬の問題、補助者待遇の問題等……。又県単位においては執行部の他県との交流、県内会員同志のスポーツ等によるリフレッシュ等で、先ずコミュニケーションの機会を作り、会員の会組織に対する前進的意欲を高めるのはどうだろうか。会員同志が顔を合わせるのには、研修会か總會ぐらいしかないと言うのは淋しい。

6. 研修会について

A 今年は実現しそうだが、年二回はやって欲しい。又技術研修では、何時でも誰でもトラパスが組める程度に強制的にでも研修を行なうべきだ。

B いつも感じる事だが働き盛りの多忙な五〇才前後の会員の出席が悪い。技術向上が地位の向上にもつながる訳だから、会としても出席を義務づけて欲しい。

E そうだね。医師と同じで失敗は認められないのだから、しっかりした技術は調査士の基本だと思う。特に調査士の場合は補助者が一名という仮定のもとで、現場をこなさねばならず、色々と工夫された技術も要求されてくるはずだし、そういったものは研修会でお互いに技術提供をしあってこそ有意義なものとなるはずだ。どうしても職人気質みたいなものがあるが故に、技術交換を年配者はしたがらないようだ。

D 支部の事務研修等は登記官の異動直後に行くと、日頃の申請業務が

司法書士との兼業はムリ

8. 先輩調査士に一言

E 支部研修の折にでも新入会員に対する相談コーナーを設置するか、事務取扱通達集もしくは支部と法務局との取扱協議集等を配布すべきだと思う。新入会員にとって、その様なものが協議、配布されたのかどうかも分からないでは、先輩諸先生方はあまりにも会の組織作りを背を向けすぎるのではなからうか。

スムーズにいくのではなからうか。
C 特に私は技術上り故に感じるが理論上の技術研修だけでは全くダメで、あらゆる現場でもこなせる、現場で生かせる研修を望みたい。

7. 広報活動についての
批判・要望

E 最近活発になってとても良いと思う。土地家屋調査士が昭和二十六年頃から生まれていながら、国民の間では意外と知られていないのは、事件誘致との関連で今迄誰もタブーとしてきたせいではなからうか。調査士でないとならない業務ということも、もっと国民に知らしめるべきだ。

9. 将来の調査士像・その他

A これからは多種多様な登記に関連した業務処理が迅速にでき、信頼を得る調査士になりたい。

B Aさんと同感だ。今後は司法書士等との兼業は難しくなり、単業化され、より専門的になるべきだろう。やはり兼業は一人の先生では無理だ。
C 私も兼業は無理だと思ふ。
D 境界確定の重要さからも、将来

は各筆界点に関し公共図根点よりの座標数値をミニコンピューターのデータとして保存出来れば、復元測量も容易になるだろう。そして調査士は自分のやった現場のみならず、十七条地図の管理人となるべきだ。それが為には勉強の必要を痛感する。

E 全く同感だ。調査士はその社会に於ける責任の遂行の為に、あらゆる現場を処理できなくてはダメだと思ふ。いつも補助者不足に困る事なく、現場においてもセオドライト、光波測距儀等を駆使し、内業では補助者の養成不足に起因する計算ミスを防ぐため、ミニコンピューターやオートプロッター等を使っていつも正確に短時間に国民の要望にこたえられる調査士とならねばならないと思ふ。それが為にも二人以上の男性補助者を採用しては採算がとれない様な報酬体系では、いつまでたっても、業務の合理化、技術向上、しいては社会的地位の向上はあり得ないのではなからうか。

それからもう一つの大きな問題は山口県に山林の公園がないということだが、このことにより不登法以外の作業を強いられ、申請人は余分な費用負担を課せられている訳だが、公園がない地域は「月世界」も同じである。国は他地区の国調を指導する前に、先ず山口県の山林地域の国調をすべきだ。公園がない故に不利益を受けた申請人がどれほど多いか、

山口会も日課奉も、先ずこの大きな明治維新の汚点に目を向け、一徹の精神である我々調査士は一致団結して、固に更新すべきではなからうか、それが果された時、我々は安心して父会堂をもち、国民の不前途の調査、調査、申請手続を行ふ、かつ業界の管理人となれるのではなからうか。

河むり

計 報



西山 萬 蔵 殿

享年七十三才(明治三十五年生) 事務所 前府市中央町四の九
昭和五十二年四月十三日何卒の為逝去されました。
ここに懐しんで冥福を祈ります。

昭和二十六年七月 入 会
昭和四十六年六月 会 費 表 彰

本部たよび

秋吉台・笠戸島で

ユニークな研修計画

企画部

先の大正時代以来、本部を受けました事業計画に基づき、企画部では、計画実現に鋭意努力しておりますが、技術研修について一言述べて自員各位の理解と協力を願う次第です。

秋吉台研修

日 時 自九月四日午後二時
至九月五日午後五時

場 所 秋吉台国民宿舎 若竹荘
調査士試験も徐々に難関化される傾向にあるようですが、この難関を突破して業務に専念しておられる御入会員、又、平素行なっている研修等では物足りなさを感じておられる中堅、重層会員の方々に、より一層の研修を願って、技術指導員と共に従来の山形会の技術研修リーダーとなり、山口会講部団の一翼を担って頂きたいと考へております。
従来、ややもすると入会当時は、高い技術指導者であつても、其の技術に磨かれてこれを維持し向上させることが出来なくなりがちであつた様に思われます。

そこで、この様な会員相互の研修の場を作り、一歩進んだ技術と指導を目指し、秋吉台に会員間の技術水準を高めさせ、他の単位会に劣らない技術指導を期する所存です。

笠戸島研修

日 時 自十月二十三日午後二時
至十月二十四日午後五時

場 所 笠戸島国民宿舎 大城
昨年夏、大野 操山支部長に講師を依頼して、秋吉台・アトナに於て研修を開催しましたが、適切な指導とみな支部長の協力の御陰で大変好評を得ました。本年度は、若年度の研修を主として笠戸、野井におつてアトナ・アトナの技術研修を企画してあります。
船中の遊覧については、船費額を講める問題ですが、全て自費を満足させるべく決定が容易にできません。然大公約的に船費規定をしていただきますが、今回は新入組をばり、遠隔地の会員には大変な負担を強いられることになりましたが、御理解の程をお願いいたします。
会費等の取扱いに於いて、船費の

規定等については今後も真摯に研究を続け、不満解消に努めます。

年に一度の総合研究会ですし、若手各地の会員研修の機会でもあると考へ、今回は第一日目の夜六時から大城支会を開催し、平素の業務の進捗をいよいよ、現状と設備の向上を図るべくアトナ・アトナ作業を怠りません。

会長杯争奪、支那対抗、ユニーク賞選定等について、固いことに關しては定評のある企画部理事の眼を寄せて検討中ですが、アトナ・アトナ等進展がありましたら、企画部理事にどしどし動員をお願いいたします。

又、任意会員においては、御居住の御方もさることながら一人一言をマスターの上重層感などところを奨励し、会報の、生物調査士紹介に御参加を願いたいものです。



誌上研修

測量屋さん (2)

徳山支部長 久野 操



ある距離の真に正しい長さ(これは誰も測り出すことのできぬ絶対的な値であるが)を $S=31.00$ mとし、この距離を測誤して、 $s=30.99$ mの値を得たとすれば、その差 $\delta=S-s=0.01$ mを測誤の誤差という。

ときに申上げたように真の値は存在の科学を駆使しても定められないものであるから、おれおれは、真の値に大差ない、最も確からしい値(この場合長さ)すなわち観測値 s でがまんしなくてはならない。

観測値は次のようにして求める。上の測の距離を同じ鋼巻尺を使い、目標の位置を変えて3回測ってみたら次の値が得られたとする。

第1回 30.994 ----- L.

第2回 30.996 ----- L.

第3回 30.995 ----- L.

3回観測した値の平均値を求めると、

$$\bar{s} = \frac{30.994 + 30.996 + 30.995}{3} = 30.995$$

この $\bar{s}=30.995$ を最確値という。前に述べた誤差 δ は、真の値を求めることができないので実際にこれを求めることは不可能である。従って、この場合の誤差 δ はほとんど至でも理論上のものである。

何回かの観測によって得た観測値と、各回の観測値との差を真の誤差 δ と区別して、残差 v という。上の例から、残差 v は

$$v_1 = 30.995 - 30.994 = 0.001$$

$$v_2 = 30.995 - 30.996 = -0.001$$

$$v_3 = 30.995 - 30.995 = 0$$

精度の高い観測を繰り返して何回か行って得た最確値 \bar{s} は、限りなく真の値 S に近づく。したがって必然的に「残差 v 」は、真の誤差 δ に限りなく近づく。

誤差の区別は、残差に着用しても実用上の上からとすつがよい。

5. 調和と、つり合いと

古今の三術家、建築家達が好んで使っているある種の数字がある。「黄金比」である。これを具体的に書き表わすと、 $1:1.618$ ($1+\sqrt{5}$) $\div 2=1.618$ となる。

1. 1円に泣く……誤差について……

ある金融機関の閉店後の計算違いで、その日の現金取扱額や、振替、伝票の調査を徹底的に行ってその原因が判明できるまで、全員お付けにされるという話をときどき耳にするが、債か(収支で債かという感覚で表現します)1円足りない時にでもである。

一般的に言って1円の誤差や、差も1日方の差みではないが、債かであるか、債かでないかは、言いかえれば1円の価値が無視できる位小さいものか、そうでないかは、時と場合によって異なるだろうが、少なくとも金融機関や、企業の会計部門では1円の計算違いでも極めて重大な価値として評価される。それが債りに10万円に対し1円違ふ場合でも、100万円に対しての1円の差であろうとも恐らくその意味は同じであろう。そこに生じた誤差は常に無視できない。

さて、われわれが行う測量の誤差について考えてみたい。観測誤差の定義と言えど大変困るようになるが、慎重にたずさわっている者は、この誤差について理解や正当な認識がない限り、絶対に正しい測量ができないことを強調したい。けれど誤差(精度)を度外視した測量というのは考えられないからである。

本論に入る前に、観測によって生ずる誤差には、無視できる誤差と、無視できない誤差のあることを結論として申上げておきたい。

2. 観測の誤差

1. 観測

器械、器具を用いて、求めようとする数量の値を計測することを観測という。観測にはその方法によって、直接観測と間接観測がある。

イ 直接観測とは、直接器械器具を使ってある数量(長さとか角度)を測ることであり、

ロ 間接観測とは、三角形の2辺とそれにはさまれる角を直接に測って、他の辺の長さを、三角法を使って計算で求める方法は、その1例である。

2. 観測誤差の定義

b 平板の致心誤差

等があるが、更に平板測量を行う方法によって次のような誤差が考えられる。

C 測量方法による誤差

- a 放射法による誤差
- b 道線法による誤差
- c 交会法による誤差

このように、平板測量は器械・器具が簡単で取扱いが便利にもかかわらず、いろいろな誤差を生ずる。そして、測距誤差も入ってくるから、益々複雑である。平板測量の作業では、われわれは常にこの誤差を念頭に入れて、すべての誤差を同じ精度にあてはめるよう、努めたい。いわゆる「つり合い」のとれる測量を行いたいものである。

縮尺1:300の場合は、アリダードの縮尺の1目盛は0.666……mmで、実長になおせば20cmであることは今更申し上げることもあるまいが、ある距離に20cm以下の数値が出た場合、たとえば12.26mの長さのとき、1位の6cmの点を平板上にプロットすることは不可能である。12.30mの長さでも、12.20mと12.40mの間であって、普通1目盛の中間に測点に来るが、これとても、平板上に正しくプロットすることは非常に困難ではないかと思われる。

平板測量では、測距の単位は10cmでよいことがこれで納得されるであろう。使用する巻尺も、古くない規格品であれば布テープでよい。鋼巻尺を使って何cmまで詳しく測距しているところをみかけることがあるが、これらは全く「つり合い」の意義をつかんでいない素人のやる測量だと断定してもよい。

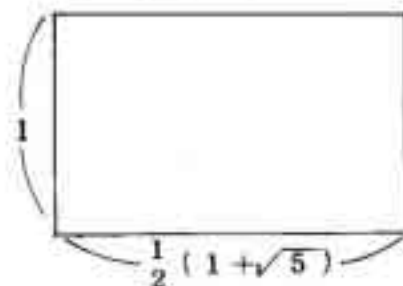
平板を次の測点に移動して、すえつけする場合でも、「下げ振り」と測点を無理やりに合わせようとして苦勞している姿を、測量専門の人でも平気でやっている。(僅かではあるが)これとても、致心誤差の理論を実際に自分のものにしていない証拠である。

しかし、平板の本来の使用目的は、主に地上の現形を成果図として求めることであって、私に言わせれば、平板で地積測量を行うことは第2義的なものである。平板測量は地積に関しては全くずさんであり、いろいろな誤差が入ってくる。したがって高い精度は望むべくもない。

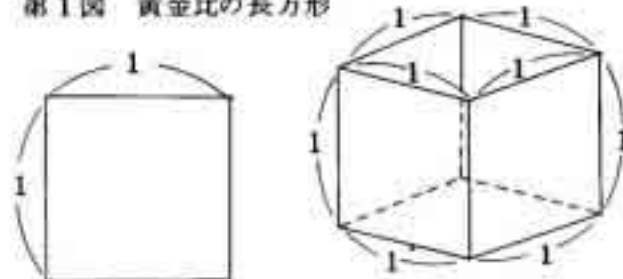
ロ トランシット測量の誤差

トランシット測量は言うまでもなく、測角と測距の2つの要素を理解することで、必要にして十分なる条件をみたすとしても過言ではない。

トランシット測量にも、器械の取扱上の誤差とか、器械構造上の誤差等いろいろあるが、その具体的なこ



第1図 黄金比の長方形



第2図 測量学における調和を図形で仮定

長方形で2辺の比が、黄金比をなすものは、もっとも形のよいものといわれ、西洋絵画や建築等に多く使われている。

縦横の比が黄金比になっているか、またはその比に近い長方形は、われわれの身近にも数多くみられる。書籍、はがき、たばこの箱、名刺などは黄金比に大変近い。これは眼でみる場合、一番安定して美しいとされているからで、言いかえれば、最も調和のとれた、あるいはまた最もつり合いのとれた形として見られる。

専門的になって、まことに恐縮であるが、一つの土木構造物、例えば無筋コンクリート擁壁(鉄筋を使わないもので、一名重力式擁壁ともいう)の設計計算を行っても、その擁壁に影響する、いろいろな外力に耐え得る形のもの、非常に安定した形となり、高さの平均の比が、黄金比に近い場合が多いことを経験している。

これまで、述べたことからは、具体的な形についてであったが、さて、われわれが行う測量についても、測量学上調和のとれた、つり合いのとれた測量を要求されている。この場合、1:1.618の比でなくて、1:1や、1:1:1の比の測量が要求されているのである。形にたとえば正方形や正立方体等であろう。

イ 平板測量の誤差

普通のアリダードを使用し、縮尺1:300である地積を測量するとする。平板測量にはおよそ次にあげる誤差がある。

A 器械誤差

- a アリダードの外心誤差
- b アリダードの視準誤差

B すえつけ誤差

- a 平板の傾斜による誤差

いとも簡単に使用しようとする。ある数たとえば306とか、1,020とかは、「ゼロ」が何の意味に使われているかをご理解できると思うが、平板測量の成果から、三斜法による求積表作成のとき、この「ゼロ」が最も不用意に使われている。法務局に提出される地積測量図がどんなものであるか、いろいろと検討してみることによって、そうすることによって「ゼロ」なるものが簡単に使えない訳がおわかりになるだろう。

① 測量器械、器具は簡単である。10 cm以下の長さは正確にプロットできない。

② 地積測量図に測量原図の成果を謄写する場合に生ずる謄写誤差。硬筆(5H)のさきを鋭く尖らせて線を引いても、その太さは0.15mmより細くはならない。謄写する人によって生ずる特定誤差、人間の眼特有の視差(健康で若い人の眼でも0.15mm~0.2mm以下は正確に見分けがつかぬこと)によって避けられぬ誤差と、これらの誤差が消去される場合があるかも知れないが、反対に累積される誤差等、いり乱れたものになる。測量時から、地積測量図の謄写が終了時点で、いろいろの誤差が、プラスかマイナスの一方的に累積したと仮定すれば、誤差の発生する要素を測距、アリダードのプロット、謄写の際の鉛筆、個人の特性、人間本来の視差を5とした場合、 $(0.02\text{ cm} \times 5) \div \frac{1}{300} = 30\text{ cm}$ の誤差が出来る。普通は、プラスとマイナスで消去されるにしても、15 cm及至20 cmは覚悟すべきであろう。

③ 図上測距により生ずる誤差も無視できない。縮尺1:300のスケールの1目盛は0.66……mmで、実長は約20 cmであるが、1目盛の2分の1の点は大体の見当でわかるが、3分の1以下となると、ちょっと判読し難い。したがって、かりに25 m 20 cmと、25 m 40 cmとの中間にある場合、1位のcmの単位は判定しがたいことになる。目盛の大体中心にきているときは、25 m 30 cm位の判断はつくが、正確な25.30 mではないのである。25.28 mかも知れないし、25.31 mかも知れない。ここに「ゼロ」の使い方の問題が提起される訳である。

大体の長さが、25 m 30 cmということは、下から1けた目の数(1 cmから9 cmまでの数)は正確に読みきれないから、

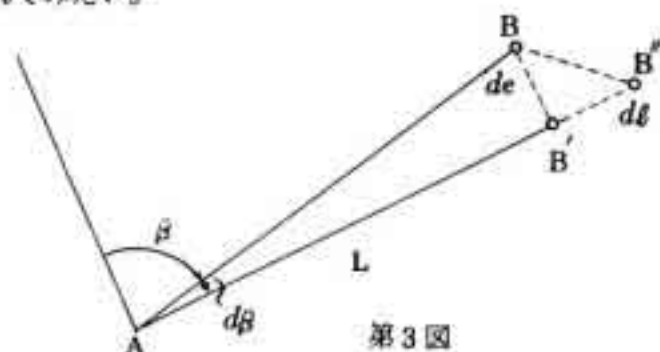
$$25.\overset{m}{3}0$$

と最後に「ゼロ」をつけるのは誤りであって、

$$25.\overset{m}{3}$$

としなければならない。何故かなれば、はじめの25.^m30の意味は、25 m 30 cmまで正確に測距できた長さであって、25.3 mの意味は25 mはよいが、0.3 mは

とは省略する。ここでは「つり合い」の問題にのみ触れてみたい。



第3図

第3図に示すように、角 β と距離 $AB=L$ を測定して、それぞれ、 $d\beta$ (d は非常に小さいことを意味する)および dl の測定誤差があったとすれば、 B 点は B'' 点にずれてくることになる。この BB'' をできるだけ小さくするには、測角誤差 $d\beta$ によって生ずる距離の誤差(B 点からずれる) de と、測距によって生ずる誤差 dl ができるだけ小さいことを必要とされると同時に、 $de=dl$ であること、すなわち、 de と dl とができるだけ等しくなるような測量をする。

たとえば、 $L=50\text{ m}$ 、 $d\beta=20''$ とすれば、同図から

$$dl = L \times \frac{d\beta''}{\rho''} \quad (\rho'' = 1 \text{ ラジアン} = 206265'')$$

$$= 50\text{ m} \times \frac{20''}{206265} \approx 5\text{ mm}$$

となるから、距離 L の測定誤差 dl も5 mmに止めれば、測距と測角の精度はつり合うことになる。

測角は $10''$ まで正確にはかっても、測距を1 cmどまりにしても意味がないし、反対に測距をmmまで正確に読んでも、測角を $20''$ 以下を省略したら、このトランシット測量は全く価値のないものとなる。

4. ゼロとは

人類が数を発見した歴史は相当古いようで、数の記号は紀元前150年前から、表現のしかたは違っていたが方々で作っていたらしい。しかし、不思議に「ゼロ」は使われていなかったようである。

「ゼロ」が他の記号と一語に使われはじめたのは、六世紀以降といわれる。これが「ゼロの発見」だといわれている。

「ゼロ」の発見は、10進法の驚異的發展につながっている。すなわち現在の位取りによる記数法の発明になっているという。

「ゼロ」とは何もないこと、無そのものであるが、数学上の「ゼロ」の働きは、まことに不可思議である。「ゼロ」は魔物でもあるともいわれている。

われわれはしかし、この「ゼロ」を全く不用意に、

5. リズムに乗って

会員の方へには、音楽やスポーツの愛好者が多くあるときいているが、若もその中の一人である。音楽とスポーツの間には全く関連性がないようにみえて、何か重要な共通な要素があるような気がする。

それはリズムだと思ふ。リズムそのものは律動とも言われ、音楽のもっとも根本的要素で、音の強弱長短の配置によって、時間の流れに美的秩序感を生み出すものであるが、スポーツにおいても、ある試合を見ている、観戦するようなリズムに乗ってゲームを落めて行くゲームは、確かに強い。

測量においても、またそれがいえると思うがどうだろうか。ジオンファした測量、木に竹をついだような一貫性のない測量、測測のとれない測量、少くともこれらはリズムの無い測量とはいえない。

測量にもリズムは必要なのである。

0.28 m かもしれないし、0.31 m かもしれない、1 けたの部分は正確でないことを意味している。

さらに厳密に言えば、縮尺 1 : 300 のスケールでは、25.3 m の 0.3 m も正確には読めないから、実際は 25.2 m か、25.4 m にする方がむしろ正しいのであるが、平均測量による、地積測量図作成の場合は、およそその真値で、上述のように、目盛の中間にあると感じたら、25.3 m としてきしつかさないと思う。

しかし、最後に「ゼロ」をつけないように注意していただきたい。また、目盛の 3 分の 1 とか、4 分の 1 とかの位置にある時は、四捨五入して、25.2 m とか 25.4 m とすべきである。

平均測量は、いかに慎重であっても、地積測量図作成までには相当の誤差が累積にかもみ合うので、逐次トランジット測量に移行すべきであろう。

四 平均測量原因に三角計算を行えばある程度、精度はよくなるが、そのままの寸法を地積測量図に謄写することが許されてよいのではないかと思う。



昨年八月二十六日、若い奥二人を交えた軽騎八名のメンバーが、隣国熊本県へと快晴の福岡空を飛び立った。眼下にパノラマのように展開する空の海を眺める暇もなく、十五分ほど異國の地釜山に到着。空港では、入国管理の職員が手際よく入の指れをさばっている。係官の機関が私の妻となり、係官が入国カードに目を凝らして何かを尋ねる表情を浮かべて、「調査員」とは何ですか、と質問を受ける。何の調査員と云わず聞きかもししながら、ふと件の入国カードに目をやうって一瞥した。

何と、カードの職責欄には、「調査員」と記述して、私の職責が一調査員」と記述されているではないか。おそれなく、旅行社が誤らって、このように記載したのであるが、これでは私は公認のスパイになってしまふ。私は「土壌家屋調査士」であって、決して調査員のような「調査員」ではありません。旅行社の尋なる記載ミスだと弁明するのだが、なかなか先方の納得がゆかず、スパイ容疑者なみのVカード扱いとなりそうなる旅行社。

調査士業務について詳細に説明をして、ようやく納得がいったらしく笑顔で「どうぞ」と両手をバシ、外は陽気な釜山の街であった。

スパイ容疑で逮捕!?

執筆部 小 村 章



土地家屋調査士の 知名度と周知度

— 県民アンケート調査の分析 —



土地家屋調査士の周知度に関する県民アンケートについては、前号で各項目別に紹介したが、今回は年齢層別、職種別に分析を進めてみた。

ここで、単に土地家屋調査士の名称を知っているとすると、知名度の段階と、更に進んで土地家屋調査士の職域についてどの程度知悉しているかという周知度の段階とは、明確に区別して考えなければならぬ。

土地家屋調査士の知名度については、第2図に示すように、農業・自由業・商業・会社員・公務員の順に知名度が高くなっていることが判る。しかし、これを職域についての回答の分析で見ると、知名度の傾向に比例して、周知度にも同様の職種別による傾向がうかがえるものの、知名度におけるような顕著な差は見られない。

このことから、職種別に見受けられる知名度の差の原因は、登記などの必要の度合によって土地家屋調査士の存在を知ったのではなくて、むしろ、得られる情報の量の大小によって知名度が影響されている。つまり、職業上、広範囲な情報（常識）

が、より多く要求される職種において、土地家屋調査士の知名度が高いというだけのことである。

したがって、実際に土地や建物の登記を依頼することとなると、知名度とは関係なく、どの職種も圧倒的に司法書士に仕事を持っていてしまふという結果となる。

つまり、土地家屋調査士に対する県民の認識が、単に名前を知っている、聞いたことはあるといった知名度の段階で留まっていることを問題としなければならぬ。

次に、年齢層別に見る知名度の傾向は、若年層になるほどその割合がやや増加しているが、三十才台において異常な落ちこみがあるのはなぜであろうか。

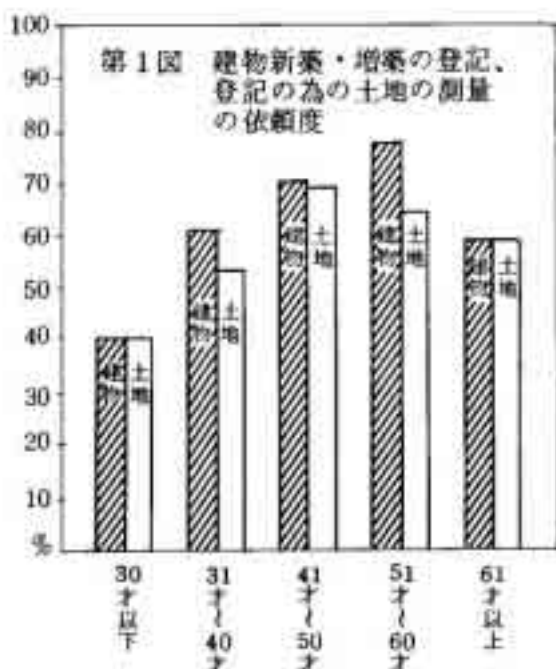
30才以下	31才~40才	41才~50才	51才~60才	61才以上
70	55	67	63	51
30	19	17	19	12
0	26	16	18	37

(数字は%)

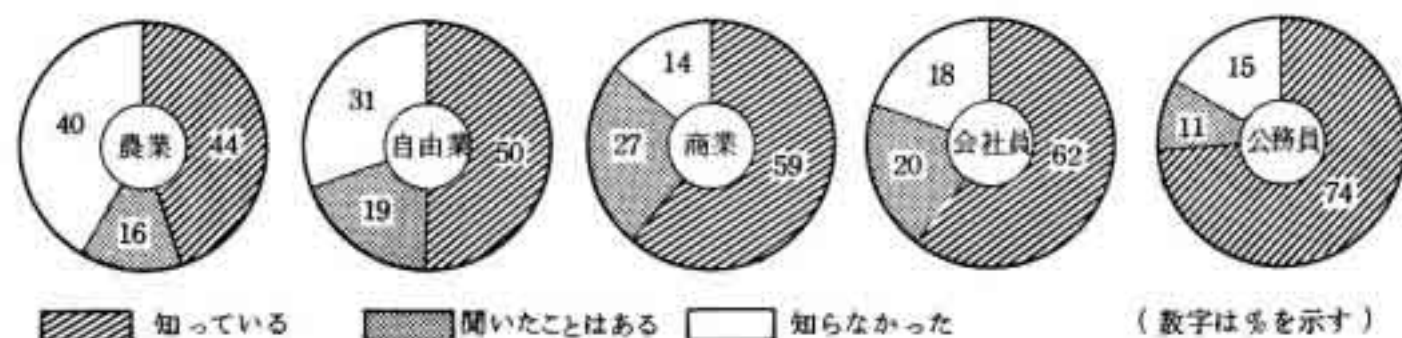
第1図は建物新増築の登記の経験ありとするものの年齢層別の割合を示しているが、登記の依頼は、三十才台からぐんと多くなっている。

六十一才以上の年齢層における落ちこみは、おそらく、第二次大戦後の、庶民に対する銀行などの金融機関の融資の途が開かれたこと、いわゆる銀行の大衆化に由来する建物などの担保設定の要請から、自己所有の建物に対する登記の必要性が増大した、そうした時代的な趨勢が、この六十一才以上の人々の時代には、まだ充分でなかったということによるものと思われる。

土地の登記については、五十才台がピークであり、建物に比べて、土地の需要の増加が約十年ほど後追いの傾向にあることを物語っている。



第2図 土地家屋調査士の名称について



(数字は%を示す)

所感

素人の思い込み



山口支部 木下 勝

「素人の思い込み程、度し難いものはない。」と、常に私は思っている。会員諸氏も、無知で頑固な囑託人に手古摺った経験をお持ちでない方はあるまい。

しかし、私が此処で述べようとするのは、友人である我々に対する、素人の囑託人についてではなく、我々が、その専門分野以外の事柄について時に発言する際の度し難さについてである。こう言う専門家でない者は発言してはいけないのかと言われそうだが、因より私とて専門外の事について感想を洩らさないわけではない。しかし、それが果して正鵠を射ているかどうか自信がないし、せいぜいマスコミ論調や偉いへどさされていゝ学者の受け売りであったり、そうでなければ荒唐無稽な独断であつたりしはしないかということをおきおき、いきおい発言に慎重ならざるを得ないのである。と言っておき乍ら、以下の様なことを述べるとは、矛盾も良い処かもしれないが、会報のスペースを埋める為、何か書けという総務部長の敢命なので、敢て筆を滑らせる次第である。

処で、よく総会などで、ドンキホーテ的な思い付の発言をする人があつて、そんな人を見ると自分にはない積極性を見出して、一面では羨しいと思つと共に、反面「オヤオヤ、こんなこと言っちゃって、良いのかな」と思つのである。一方、そういう発言を受けて立つ執行部の方にも、国会答弁に立つ政府委員（官僚）のソツのなさ、悪く言えば狡さといつたものがなくて（真正直な方が多いからであらう）しかも何となく無事總會を切り抜けたという気が強くなるのであろうか、此の種の発言に對しても充分検討する時間をとることなく、あっさり御説御尤もと言つてしまふことが多い様子がするのである。これでは熟慮されていない、誤つた、その場の思いつきの発言で會の運営の方向が決められることもありうるわけで、會の正常な発展を願う者としては、憂慮すべき事態といわなければならぬ。以下に挙げる例は、それ程重大な問題についてはないが、私の記憶に残つてゐる例を取り上げて感想を述べてみることにする。

さる年の司法書士會の總會で、「無料登記相談」という言葉はおかしいではないか。無料の登記というのがあるわけではないから、登記無料相談とすべきである」との発言があり時の執行部は何と答えるかと思つたら、あっさり御説御尤もと降参してしまふ、それ以来、登記等無料相談という用語が用いられてゐる。勿論これでも間違ひではないが、それでは修正前の用語がまちがひかというとなつてはならない。むしろ「無料法律相談」という用語法に見られる様に、この方が古くから用いられてゐる慣用的な用法なのである。語呂の良さもこの方が優つてゐると私は思う。

論者は「無料の」「登記」という風に、無料という名詞が形容詞的に用いられ、しかも登記という直後の二字にのみかかると誤つて解した為、前記発言となつたものと思われるが、正しくは「無料で相談する」という様に副詞的に用いられてゐると解すべきであつて、無料は登記を修飾するのではなく、相談を修飾してゐるのである。無料が形容詞的に用いられてゐると解しても誤りではないが、その場合は、登記だけにかかるとはならず、「法律相談」「登記相談」というまとまつた熟語全体を修飾してゐるのだと解するのが正しい。無料が登記にだけかかると思ふいこむのは國語力の貧困を示す以外の何ものでもない。尤もそういう人の存在まで考慮して誤解のない様にしようというのならわかるが、そういう國語力の貧弱な人は、抑々相談に来る資格がないといわなければならぬ。けれど、我々の説明が理解できないであろうからである。そういう人は我々の説明を誤解して帰るのがオチで、登記相談の効果があがるどころか、むしろ逆効果にしかたない。この問題などは専門外の問題といふより、一般教養の問題であつて、殊更問題にしなければならぬ方がおかしい位である。執行部も突曉に答弁できなければ、「よく検討致しますして修正すべき点があれば修正致します」と答弁すればよかつたのではなからうか。次に、調査士會及び行政書士會の總會で、同一會員により、「収支決算書中の備品費の中に一件十萬元以下の物件があるか否か」が買された上で、「斯かる小類物件は消耗品として計上し、十萬元以上の物件のみ備品費に計上すべきではないか」という趣旨の発言が為された。これに對し調査士會長は、そういう取扱いが許されれば有難い旨答弁した。一方、行政書士會では有識會員より異議が出た為斯かる取扱ひの可否に付議場に諮られた結果、否決された。因より會員諸氏も友人ではないが、常識的に考へて、斯かる取扱ひ

が少くとも会の会計処理上妥当性を欠くことを感知したものと想われる。小生とてプロの会計人ではないが、法友会の会計を担当している関係上、時に会計学上の諸問題について考えさせられる機会があるので、後日参考書等を検討した処、やはり、前記論者は、素人の独断に陥っていたといわざるを得ないのである。

まず、用語についてであるが、備品は飽く迄備品であって消耗品ではない。論者は、消耗工具器具備品と混同していると思う。

更に、会の収支決算書は予算の執行状況を会員に報告し承認を得る為のものであって、営利企業に於ける損益計算書とはその目的、性格を異にするが、収支決算を行う点では共通性があるので、これを損益計算書に見立てると、備品費は「費用」に属する勘定科目であって、貸借対照表科目たる資産に属する「備品」とは異なる。

而して、企業会計原則注解注1の(1)に曰く、「消耗品、消耗工具器具備品その他の貯蔵品等のうち重要性の乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる」とあり、財務諸表規則取扱要領(昭和四十九年十一月一日蔵証第一九四号)の第六四には、「工具器具備品は耐用年数一年以上で相当価額以上のものに限るものとする」とある。

従って、相当価額を十万円としたのは、飽く迄、租税法が租税政策実施上の合目的見地から定めたことにすぎないということが出来る。

我々の会の如き非営利団体は、営利事業を行わない限り、法人税法の適用される余地はないが、仮に営利企業であれば、十万円以上の物件が「備品費」の中に入っていることが方むしる税法上の取扱いに反していることになるのであって、斯かる物件は貸借対照表上資産に属する

「備品」勘定に計上しなければならぬことになるわけである。かくて論者は費用の科目と資産の科目を混同するという極めて初歩的な誤りを冒していることになる。

我々の会に在っては、前述の収支決算書の他、財政状態を報告する為財産目録の調製が欠かせないと思うが、これ亦、営利企業に於ける貸借対照表とは、その目的、性格を異にする。しかし、財政状態を公示するという点では共通しているので、資産に属する「備品」の項目は当然設けられるであろう。しかし、その範囲は、前記大蔵省の取扱要領に所謂「相当価額」を、税法の線より可成り低く定めるのが、我々の会としては合目的であると考えられる。ただし、十万円未満の物件を全て毎期費用化して財産目録に載せないとすれば、簿外資産多数を生じ、濫費に陥る懼れなしとしないと考えられるからで

ある。

たとえば、耐用年数十年価格九万九千円の物件を毎年買付、下取には出さないことにする。これは、消耗備品であるからとして毎期費用化してしまい財産目録には載せないことにする。従って簿外資産ということになる。こういう物は特に補助簿でも作って記入しておかない限り誰かが持ち帰ってもわからないことになる。

現在の事務局や執行部には人格高潔な方ばかり揃っているからそういうおそれはないかもしれないが、制度としては、内部牽制が考慮されている制度の方がベターであると考えられる。お固い人間ばかり集まっている等の銀行に於てさえ、制度上の欠陥によって不祥争が発生していることに思いを致す必要がある。

以上を要するに税法が許している会計処理も、我が会としては聊か不健全な会計処理という他ないのである。

それでは、最後に、財産目録に「備品」として登載された物件に付、減価償却の必要ありや否やについて論ずることにする。

抑々、我が会の如き非営利団体に在っては損益計算の必要がない。従って固定資産の減価償却も必要でない。ただし、費用収益対応の原則に従って期間損益を正しく計算する為当期の収益に賦課すべき費用として

減価償却費を計上する必要がないからである。

高額固定資産の取り替えの為の資金は、積立金勘定を設けると否とに拘らず、実質的な繰越剰余金により調達すれば良いし、不足すれば、取入を増す方策を考えるか借入金によって調達する他ないのであって、収益に賦課すべき減価償却費なる概念が入り込む余地はないと考える。減価償却費は飽く迄営利企業に固有の概念に他ならないと考える。

以上、論じ来たところが素人の独断に陥っていないければ幸であるが、斯かる問題は、専門家の手にかかれば瞬時に判定できることであろうから、その判定を待ちたいと思う。



防長人物抄

名物調査士紹介 ②

カルタに託す 秋のまぢ

箕支部 竹内重信

秋の町は、今にも丹き出しそ
うな空模様であ
った。

——早速ですが、秋のカルタを
作った経緯について——

秋の町は、今にも丹き出しそ
うな空模様であ
った。

特にカルタに趣味があつたとい
うわけではありませんが、調査士の作
業で、秋の町にちをまわつてい
るうちに、秋の名産を一つづつ四十八
項目とあげて、いろはがたに仕
立てたと思ひ立って、一年がかり
でようやく昨年の暮に完成しました。
作つたのは二十朝ほどです。

秋の町は、今にも丹き出しそ
うな空模様であ
った。

秋の町は、今にも丹き出しそ
うな空模様であ
った。

秋の町は、今にも丹き出しそ
うな空模様であ
った。

秋の町は、今にも丹き出しそ
うな空模様であ
った。

ただいとおります。

——カルタを自分で
とつてみましたか——

家集でカルタとりをやつたところ
子供達がまゝ先に覚えてしまつたも
のですから、原作者である私が負けが
こむようになつてしまひ、文の難が
ありますせん。

——既讀はいつからですか——

六年ほど前に始めました。土浦軍
隊調査士は昭和四年七月からです
が、それよりも古いことになりました。
藤での民衆雑誌の第一期といふこと
です。

既讀の定員は二十六名、
民衆舞台の役員もやつてい
ますが、民衆の能力は判と
いへども家制的な常習者で
すので、あまり多く前泊者
を認めこんでは、民衆とし
ての好きが失なわれてしま
います。

国内はかりではなく、外
人の前泊客も来られます。
先だつてはアメリカの最高
級の料亭を兼ねました。
客の中には、五、六十百
円もするような豪華な土産
にと買われる方もおられて
それなら何れもこんな民衆に

泊るなれどもと思つたこともありませ
ん。

又、旅門出で東京本店を調査した
り、東京に狂舞を奉じようとする
であらうか。記念にと調査したか
らたの調査には、一頁のいろは
をはかるた」とあり、読み札は
字體で、全体に手づくものもの
持つ調しさが感服している。その
一頁一頁が秋の持つ情趣を充分に
描き出しているように思ふ。

調査、客のようにな小田が、暮れ
なすむ秋の調査を、上野を、し、
とりと探らせていた。
それは、このいろはカルタの一
行に見えた。



秋の町が風情を詠める
箕下町。そのもの
であつた。





会務報告

- 四月 六日 (火) 中国ブロック会会長会議 (岡山市) 共済制度・慶弔規程旅費規程について協議す。
- 四月 十五日 (木) 第一回部長会を開き總會提出議題原案について協議す。
- 四月 十七日 (土) 企画部と推進員との協議会。
- 四月 二十三日 (金) 法司調三者打合会を山泉荘で開き、新局長を歓迎する。
- 四月 二十四日 (土) 理事・支部長会を開催し總會提出議案を審議す。
- 四月 二十七日 (火) 監事会
- 五月 一日 (月) 中国ブロック会広報部会開催 (於岡山市)
- 五月 二日 (水) 緊急部長会
- 五月 二二日 (土) 總會準備打合会 (於防府市)
- 五月 二三日 (日) 第二九回定時総会 (於防府市福祉会館)
- 六月 一日 (金) 登記課との協議会
- 同日 (金) 中国ブロック会会長会議 (岡山) ブロック協議会の打合。
- 六月 一七日 (木) 日調連定時総会 (於熱海市) 本光会長、岡村中村両部長
- 一八日 (金) 企画部会を開き、本年度事業実施について協議す。
- 六月 二三日 (水) 総務部会を開き、共済保険、補助者就業規則案協議す。
- 七月 九日 (金) 第二回理事会開催、本年度事業実施について協議す。
- 七月 三十一日 (土) 臨時綱紀委員会 (於宇部市)

行事予定

- 八月 五日 (木) 中国ブロック会企画部会公共福祉部会を岡山市で開催す。
- 六日 (金) 法司調三者協議会 (於司調会館)
- 八月 一日 (水) 中国ブロック会会長会議 (於松江市)
- 二九日 (日) 全国会長会議 (於北海道)
- 九月 一三日 (月) 一四日 (火)

会員異動状況報告

(四月～六月分)

支部	氏名	異動事由	異動月日	備考
宇部	上田 軍兵	本籍地変更	三・三〇	宇部市大字西岐波三三一六の一
下関	古井 美知	脱会	三・三一	老令の為
	沢辺 淳一			病気の為
	鶴田 勝己	入会	四・一	下関市彦島江の浦七町八八三
山口	宮田 武子	住所変更		山口市大字吉敷二八八四の四
宇部	今村 清	休業	四・一〇	病氣入院加療の為
山口	西山 房義	死亡	四・一三	
	渡辺 展行	事務所変更	四・一六	山口市大字仁保中郷七〇六
宇部	小崎千代人	事務所変更	五・一三	宇部市大字妻崎開作一一六八の一
岩国	難波 勝美	事務所変更	六・一三	柳井市大字柳井二六一六の七
下関	舟坂 兵治	脱会	六・二五	業務廃止

※補助者異動状況報告は別の方法で報告します。

編集雑記

★噂のロッキード、いよいよ上進展か。
 飄忽から駒ならぬピーナツから角が出てきた模様。
 ★第二号の目玉商品は新進会員の覆面放談会です。
 斯界に対する、また会に対する、思い切った批判なり要望なりを秘かに期待していたのですが、当初の思惑の「毒舌会」とはならず、でもこれで良かったのかもしれない。
 ★技術の進歩は、目まぐるしいほどで、つい先日まで使っていた測量機械や計算器具などが、いつしか、不要品扱いで事務所の片隅に放置さ
 れていたりします。
 先日、理事の一人から、こうした機械器具などで、土地家屋調査士の歴史を如実に語っている品々や文献・資料の類を本部で蒐集して保管展示してはどうか、という趣旨の提案がありました。
 いずれ、企画部を通じて具体的な寄びかけがなされると思いますが、他にも、斬新なプランをお持ちの方の御提案を期待しております。
 ★次号は昭和五十一年十二月一日に発行致します。
 事務局まで、原稿をお寄せください。